

# A I 関連発明の審査に関する最新状況

---

令和4年3月18日

調整課審査基準室

本間 友孝

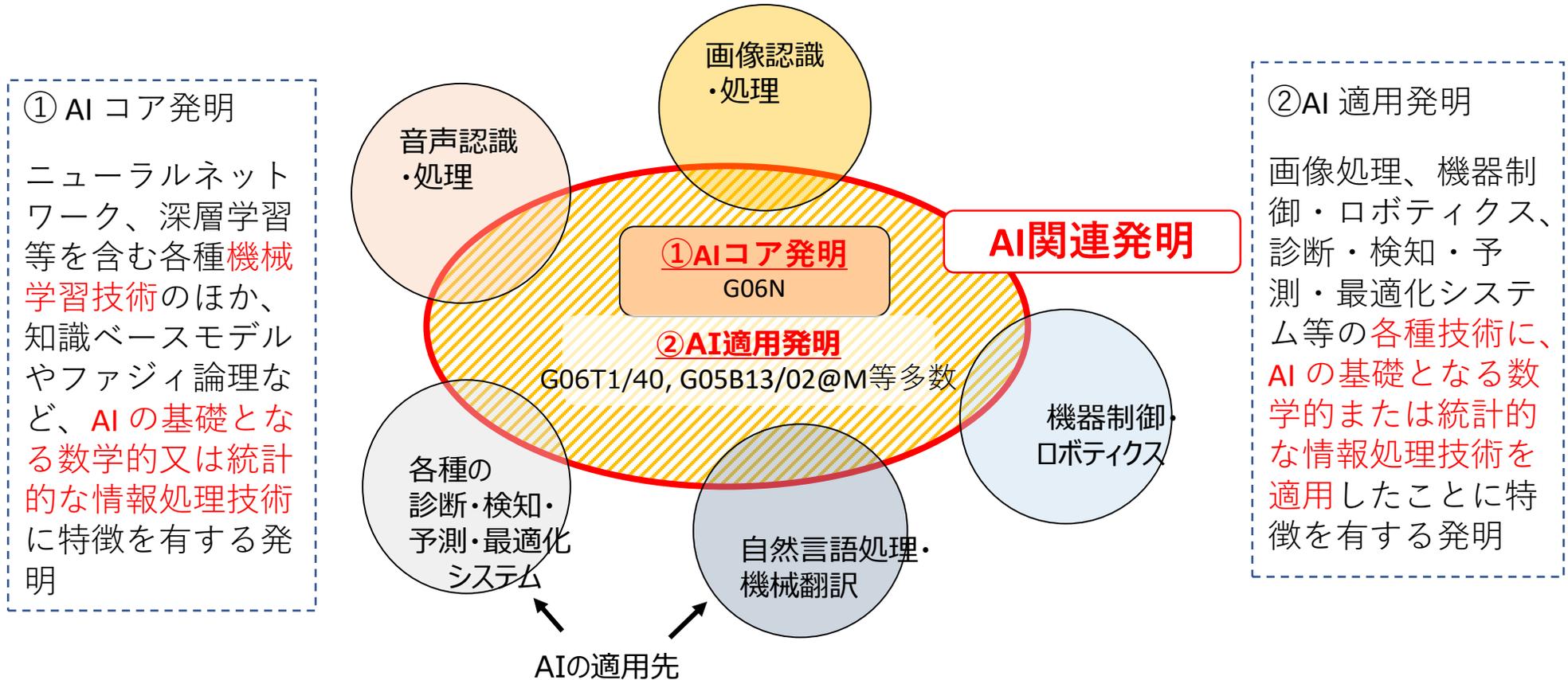


1. **AI 関連発明の急増、応用分野の拡大への対応**
2. **国際的な取組**
3. **AI は人に近づいている？（雑談）**
4. **（お知らせ）マルチマルチクレーム制限の開始について**

# 1. AI 関連発明の急増・応用分野の拡大への対応

# 「AI関連発明」とは（1）

JPOのウェブサイトに掲載された「AI関連発明の出願状況調査報告書」内での定義



※ この定義は本調査内でのみ有効なものであり、特許庁として公式な定義を表明するものではない旨記載されている。

(出典) 特許庁審査第四部審査調査室「令和3年度AI関連発明の出願状況調査 報告書本体」(2021年8月)より  
[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/document/ai\\_shutsugan\\_chosa/hokoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/document/ai_shutsugan_chosa/hokoku.pdf)

## 「AI関連発明」とは（2）

- AI関連発明の範囲については、各国・機関において、AIコア発明に限定することなく、AI適用発明を含むものと理解されている。
- AI関連発明の定義を審査基準等で明示している知財庁は、KIPOのみである。

### 「AI関連発明」の定義の有無

	米国	EPO	英国	ドイツ	中国	韓国	日本
法令等に定義はあるか	No	No	No	No	No	No	No
審査基準等に定義はあるか	No	No	No	No	No	Yes	No
ウェブ等に定義はあるか	No	No	No	No	No		Yes

※日本のウェブ等での定義については次スライド参照

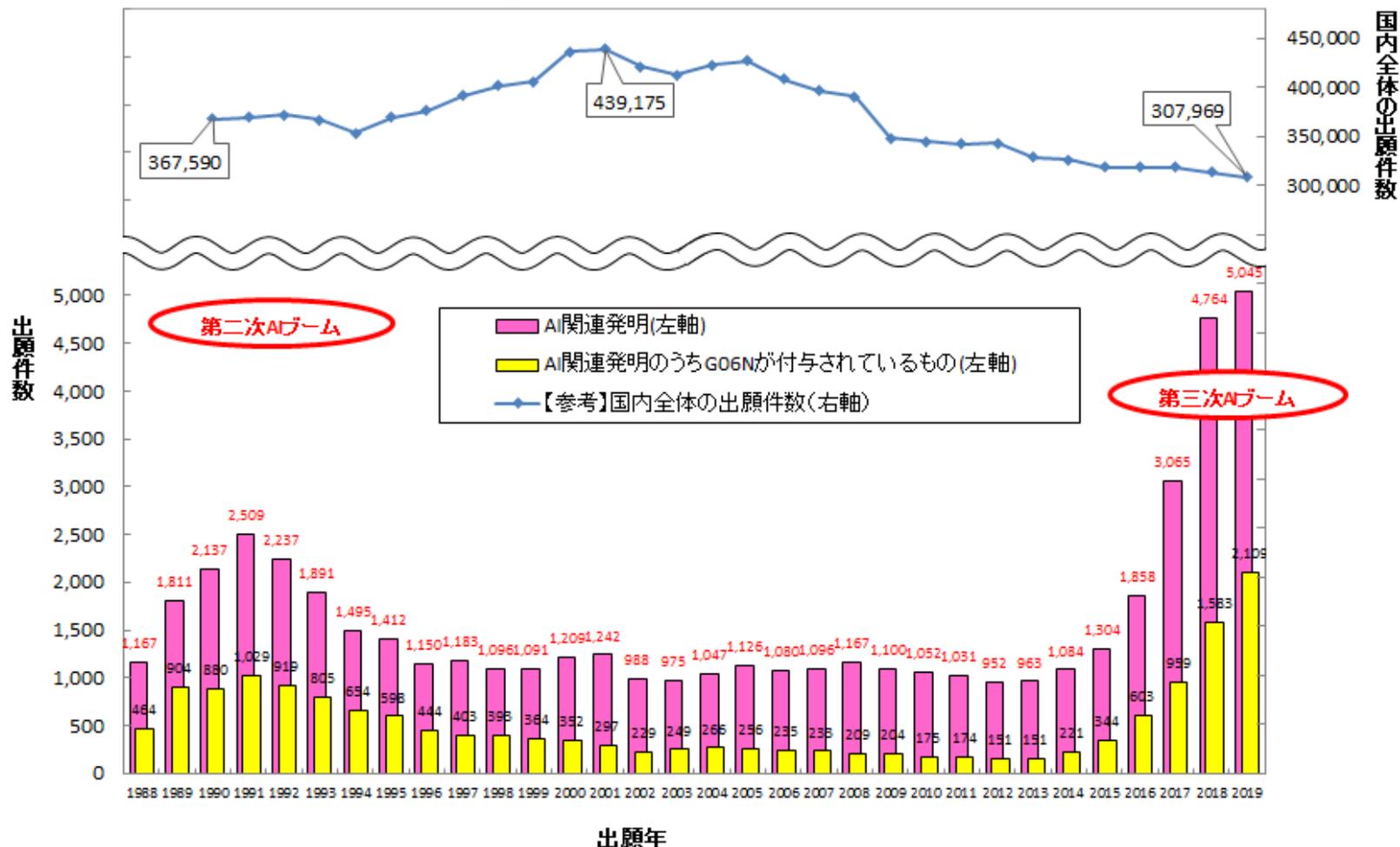
- 「AIが何からなるかについては、**広く合意された定義はなく**、また、AIの**広範な応用分野**を考慮すると、そのような定義に到達することは難しい。さらに、AIは**急速に進化する技術**であるため、AIが適用される可能性のある場合を網羅的に判断することも難しい。」  
(英国特許庁の報告書より)
- 韓国の技術分野別審査実務ガイド、関連発明を「発明の実施に**機械学習基盤**の人工知能技術を必要とする発明」と定義していると考えられる。

(出典) 令和3年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「近年の判例等を踏まえたAI関連発明の特許審査に関する調査研究報告書」(令和4年2月)より

[https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken\\_kouhyou/2021\\_01.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2021_01.pdf)

# 全体的な出願動向

## AI関連発明の国内出願件数の推移



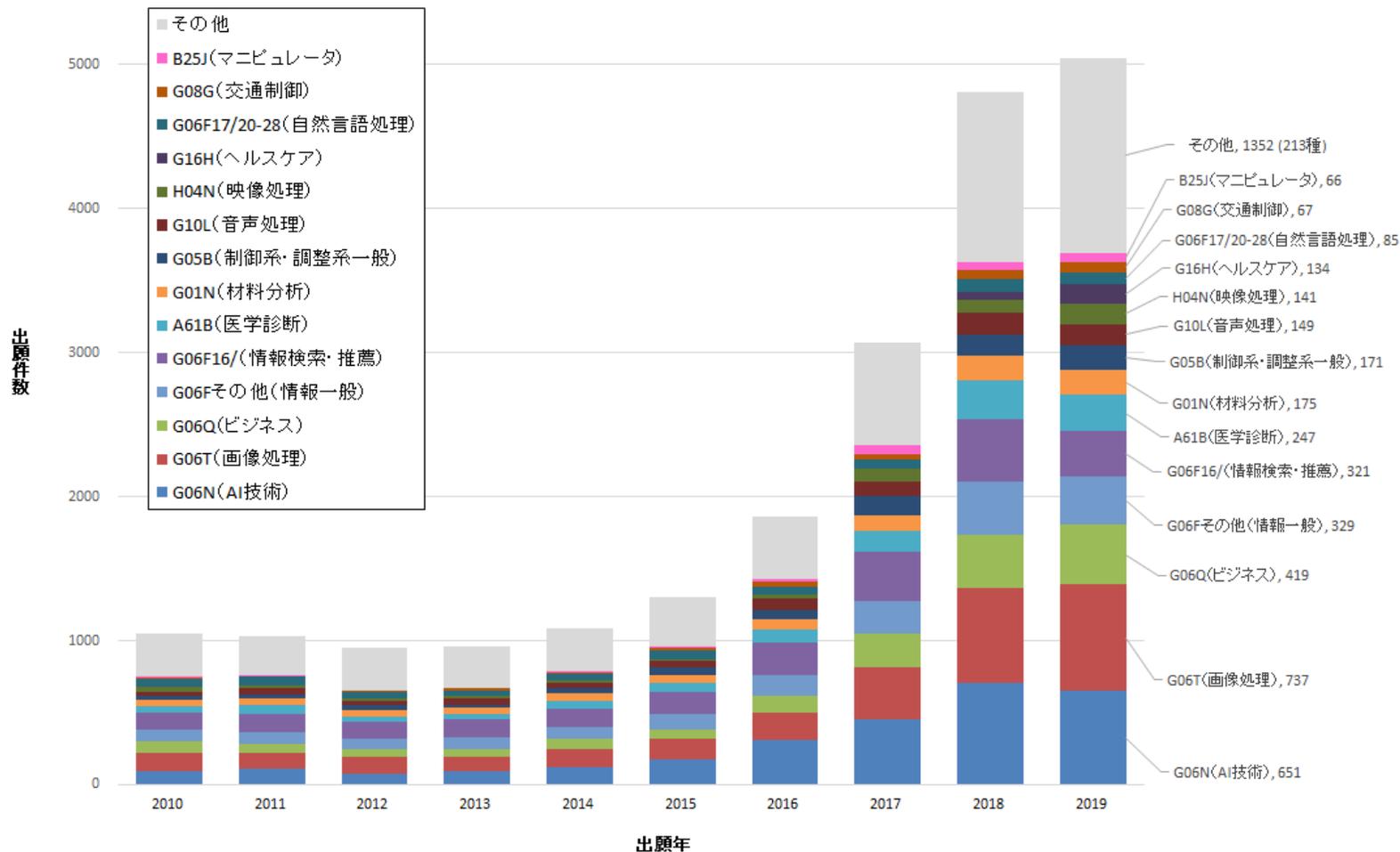
※G06N：「特定の計算モデルに基づくコンピュータシステム」に係る発明に付与される特許分類。主にAI技術そのものを示す。

(出典) 特許庁審査第四部審査調査室「令和3年度AI関連発明の出願状況調査 調査結果概要」(2021年8月)より  
[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai\\_shutsugan\\_chosa.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_chosa.html)

# 技術分野別出願動向

## AI関連発明の主分類構成の推移（2019年の件数を表記）

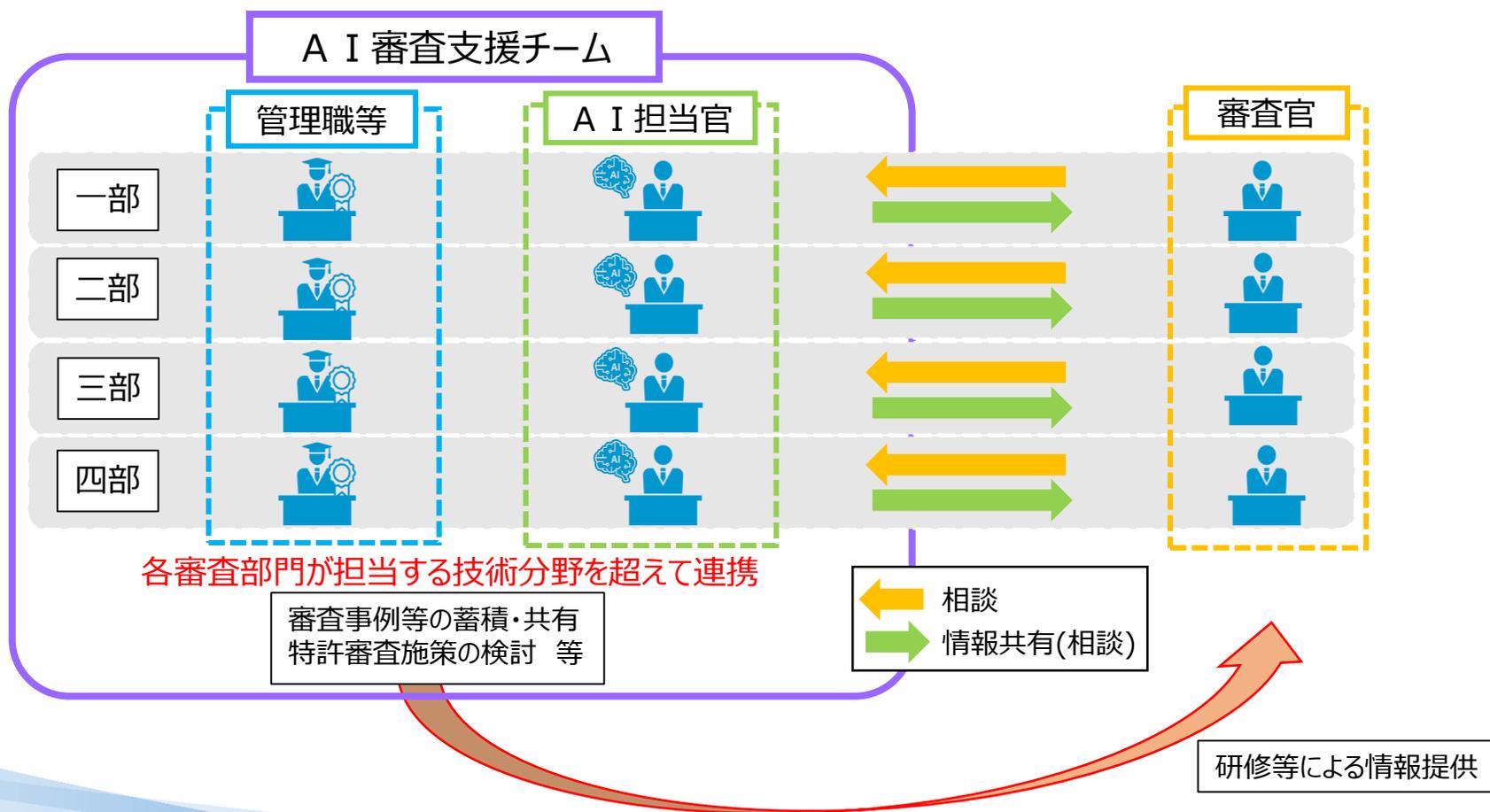
※主分類：発明を最も適切に表現する分類を指す。



(出典) 特許庁審査第四部審査調査室「令和3年度AI関連発明の出願状況調査 調査結果概要」（2021年8月）より  
[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai\\_shutsugan\\_chosa.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_chosa.html)

# AI審査支援チーム

- AI関連技術は複数の審査部門にまたがる代表的な融合技術であり、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携することが必要。
- 管理職員等とAI担当官から構成される「AI審査支援チーム」を2021年1月20日に発足。



# 世界に先駆けてAI関連技術に関する特許審査事例を公表

## 2019年1月公表の記載要件事例の全体像

	記載要件を満たす	記載要件を満たさない
AIを 様々な技術分野に 応用した発明		事例46 教師データに含まれる複数種類のデータ間に相関関係等が存在することが明細書等に裏付けられておらず、出願時の技術常識を鑑みてもそれらの間に何らかの相関関係等が存在することが推認できないもの
出願時の技術常識を鑑みて 教師データに含まれる複数種類 のデータ間に相関関係等が 存在することが推認できるもの	事例47, 事例48 教師データに含まれる複数種類のデータ間の具体的な相関関係等が明細書等に記載されていないが、出願時の技術常識を鑑みるとそれらの間に相関関係等が存在することが推認できるもの	
教師データに含まれる複数種類 のデータ間の相関関係等が 明細書等に記載された 説明や統計情報に 裏付けられているもの	事例49(請求項2) 教師データに含まれる複数種類のデータ間に相関関係等が存在することが、明細書等に記載された説明や統計情報に裏付けられているもの	事例49(請求項1) 上位概念で記載された教師データに含まれる複数種類のデータ間に相関関係等が存在することが明細書等に裏付けられておらず、出願時の技術常識を鑑みてもそれらの間に何らかの相関関係等が存在することが推認できないもの
教師データに含まれる複数種類 のデータ間の相関関係等が 実際に作成した人工知能モデル の性能評価により 裏付けられているもの	事例50(請求項2) 教師データに含まれる複数種類のデータ間に相関関係等が存在することが、実際に作成した人工知能モデルの性能評価結果により裏付けられているもの	事例50(請求項1) 上位概念で記載された教師データに含まれる複数種類のデータ間に相関関係等が存在することが明細書等に裏付けられておらず、出願時の技術常識を鑑みてもそれらの間に何らかの相関関係等が存在することが推認できないもの
AIにより ある機能を持つと 推定された物の発明		事例51 AIによりある機能を持つと推定された物を特許請求しているが、実際に製造して物の評価をしておらず、また、学習済みモデルの示す予測値の予測精度は検証されておらず、AIによる予測結果が実際に製造した物の評価に代わりうるの技術常識が出願時にあったとは言えないため、記載要件を満たさないもの

# 公表事例（記載要件:事例49 体重推定システム）

## 特許請求の範囲

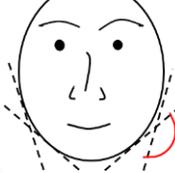
### 【請求項 1】

- ・身長
- ・体重
- ・顔の形状を表現する特徴量

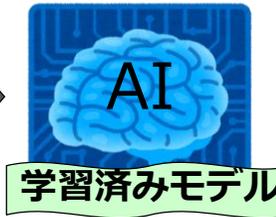
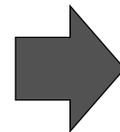
教師データ

### 【請求項 2】

顔の形状を表現する特徴量



フェイスライン角度に限定



出力

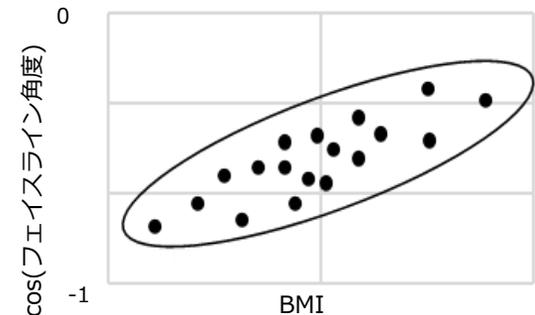
体重は 69.6 k g

・身長 171.5cm

・顔画像



【参考】発明の詳細な説明



統計的に有意な相関関係が記載されている。

## 公表事例（記載要件:事例49 体重推定システム）

### [発明の詳細な説明の概要]

人相とその人の体格には、一定の関係が存在する。．．．．．、頬のラインと顎のラインが形作る角度をフェイスライン角度と定義すると、発明者は、フェイスライン角度の余弦と、その人物のBMI（体重／（身長<sup>2</sup>））との間に、統計的に有意な相関関係があることを発見した。．．．．。

この事実に基づくと、フェイスライン角度とBMIの計算に利用する身長及び体重の間には一定の相関関係が存在すると言えることから、人物の顔画像を解析することで取得したフェイスライン角度と身長及び体重の実測値を教師データとして、ニューラルネットワークなど公知の機械学習アルゴリズムを用いた機械学習によって、高い精度の出力が可能な推定モデルを生成することができる。

また、上記実施の形態では人物の顔の形状を表現する特徴量としてフェイスライン角度を取り上げたが、当該フェイスライン角度以外にも、顔画像から取得される、顔の形状を表現する任意の特徴量を用いることが可能である。

（出願時の技術常識に鑑みてもフェイスライン角度等の顔の形状の特徴と、その人物の身長及び体重やそれらに基づくBMIとの間に相関関係等が存在することは、推認できないものとする。）

## 公表事例（記載要件:事例49 体重推定システム）

請求項1：サポート要件違反／実施可能要件違反

上位概念で記載された教師データに含まれる複数種類のデータの間に関係等が存在することが明細書等に裏付けられておらず、出願時の技術常識を鑑みてもそれらの間に何らかの相関関係等が存在することが推認できない

### 〔拒絶理由の概要〕

・請求項1：第36条第6項第1号(サポート要件)／第36条第4項第1号(実施可能要件)  
・・・、発明の詳細な説明には、当該フェイスライン角度以外にも、顔画像から取得される、顔の形状を表現する任意の特徴量を用いることが可能と記載されているのみで、フェイスライン角度以外の顔の形状を表現する特徴量と、その人物の身長及び体重やそれらに基づくBMIとの間の具体的な相関関係等については記載されていない。そして、出願時の技術常識を鑑みてもそれらの間に何らかの相関関係等が存在することが推認できるとはいえない。また、フェイスライン角度以外の顔の形状を表現する特徴量を用いて実際に生成された推定モデルの性能評価結果も示されていない。

よって、顔の形状を表現する任意の特徴量と身長とを用いて、体重の推定が可能であることを当業者が認識できるように記載されているとはいえないから、体重の推定値を出力する推定モデルへの入力が人物の顔画像における顔の形状を表現する特徴量と身長のみにより特定された請求項1に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえない。また、・・・、フェイスライン角度以外の顔の形状を表現する特徴量と身長及び体重の実測値を教師データとして汎用の機械学習アルゴリズムを用いて推定モデルを生成することにより、人物の顔の形状を表現する特徴量及び身長を入力してその人物の体重を推定する体重推定システムを作れるとはいえない。

## 公表事例（記載要件:事例49 体重推定システム）

請求項 2：拒絶理由なし

教師データに含まれる複数種類のデータの中に相関関係等が存在することが、明細書等に記載された説明や統計情報に裏付けられている

[拒絶理由の概要]

・請求項 2：拒絶理由なし

請求項 2 について

発明の詳細な説明には、人物のフェイスライン角度の余弦と、その人物のBMIとの間に、統計的に有意な相関関係が存在することが示されている。

このような発明の詳細な説明の記載に基づけば、フェイスライン角度と身長及び体重の間には一定の相関関係が存在すると認められ、フェイスライン角度と身長及び体重の実測値を教師データとして汎用の機械学習アルゴリズムを用いて推定モデルを生成することができる。よって、前記推定モデルを用いて、人物のフェイスライン角度及び身長を入力してその人物の体重を推定する体重推定システムを作れると言える。・・・

また、請求項 2 に係る発明は、発明の詳細な説明に記載したものであり、請求項 2 はサポート要件を満たす。

特許庁HP「AI関連技術に関する特許審査事例について」

([https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai\\_jirei.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html))

## 2. 国際的な取組

## 国際協力の概要

- ① **五庁（日米欧中韓）** の第14回長官会合において、新技術・AI分野の協力に関する作業ロードマップに合意。（2021年6月）
- ② **欧州特許庁（EPO）** との「ソフトウェア関連発明比較研究報告書」のアップデート。（2021年11月）  
※上記報告書を紹介する特許庁HP  
[https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epo/software\\_201903.html](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epo/software_201903.html)
- ③ **中国国家知識産権局（CNIPA）** との長官会合について、AI事例の比較研究を進めることを確認。（2021年11月）
- ④ **ASEAN** との第11回長官会合において東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）から、ASEAN各国における先端技術の特許審査運用に関する調査結果報告。（2021年8月）  
※上記報告を紹介するERIAのHP  
<https://www.eria.org/publications/research-on-patent-examination-practices-for-emerging-technologies-in-asean-member-states/>

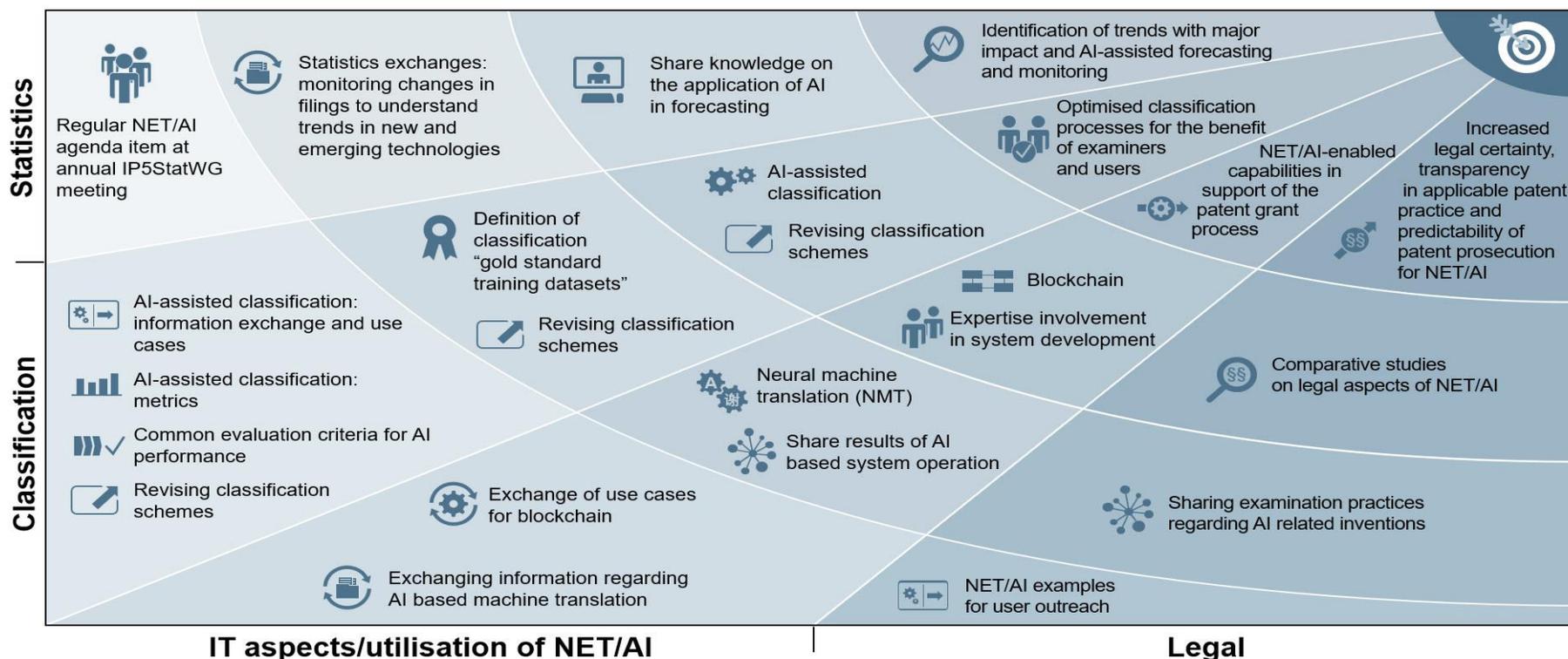
# 五庁の新技术・AI分野の協力に関する作業ロードマップ

- 2021年6月に五庁（日米欧中韓）の第14回長官会合において、新技术・AI分野の協力に関する作業ロードマップに合意。
- 今後、新技术・AI関連発明における審査実務の比較研究といった法的側面や、新技术・AIの特許庁業務への適用について具体的に作業を進める予定。

## IP5 NET/AI OPPORTUNITIES

fiveIPoffices

European Patent Office // Japan Patent Office //  
Korean Intellectual Property Office //  
National Intellectual Property Administration, PRC //  
United States Patent and Trademark Office



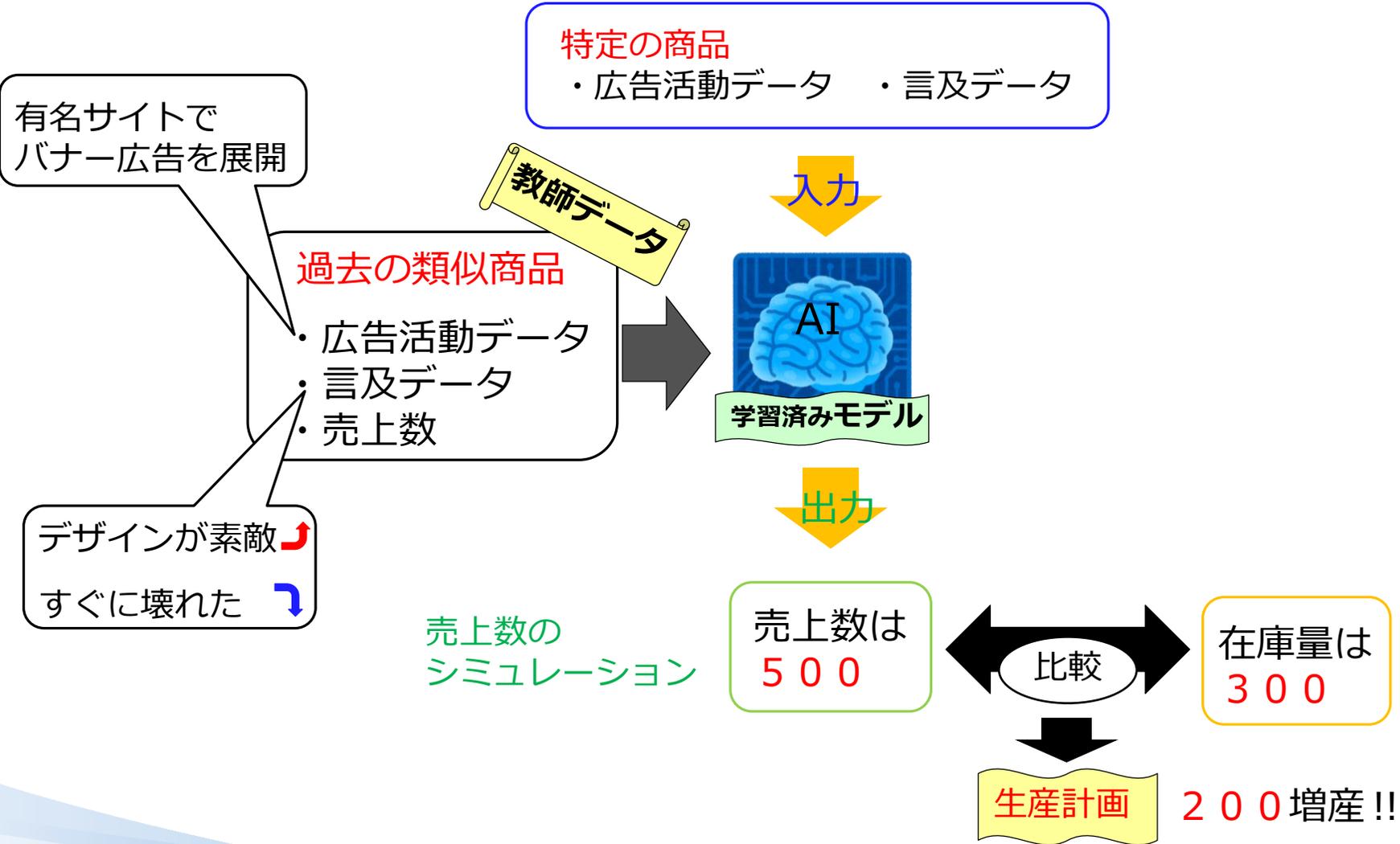
## 欧州との比較研究（記載要件（開示の十分性／実施可能要件）

- 2021年11月にリバイスした「ソフトウェア関連発明比較研究報告書」では、「開示の十分性／実施可能要件」の事例の比較を通じて以下の点を確認。
- JPOとEPOにおける**判断結果が類似**（事例D-1、D-3参照）。
  - 採用されるアプローチについて、JPOでは、**教師データの相関関係等が認められるかという基準**で判断を行うのに対して、EPOでは、請求項に係る発明が、明細書で開示される技術情報に基づいて**再現可能であるかという基準**で判断が行う点で相違。
  - ただし、比較事例においては、**教師データ間の相関関係に着目する点で両庁の実体的なアプローチが類似**（事例D-1、D-3参照）。
  - また、EPOでは、**ビジネス方法のような非技術的なものの単なる自動化については、開示の十分性を判断することなく、進歩性の欠如で拒絶され得る点でJPOと相違**（事例D-2参照）。

	J P O	E P O
事例D-1 糖度推定システム（JPO事例）	×	×
事例D-2 事業計画支援装置（JPO事例）	○	-（進歩性）
事例D-3 自動運転車両（JPO事例）	○	○

# 欧州との比較研究事例（事例D-2 事業計画支援装置）

## 【請求項1】



## 欧州との比較研究事例（事例D-2 事業計画支援装置）

### 〔発明の詳細な説明の概要〕

・・・本発明の目的は、特定の商品について、広告活動データとその言及データから、今後の売上数の予測値を推定し、在庫量と売上数の予測値に基づいて今後の生産量を含む生産計画を提示する、事業計画支援装置を提供することにある。・・・

・・・商品についてのウェブ上での広告活動データ及び言及データを入力として、商品の売上数を出力する予測モデルを用いて、当該商品の予測される売上数を取得する。ここで、前記広告活動データとしては、特定の商品についてのウェブ上での広告露出回数を用いる。広告の例としては、バナー広告、リスティング広告、メール広告等が挙げられる。前記言及データの例としては、ウェブ上の記事やSNS、ブログ等での当該商品や広告についての評価が挙げられる。当該商品や広告についての評価として、好意的な評価が多いと高い値、否定的な評価が多いと低い値となる評価値を用いる。当該評価値は、ウェブ上の記事やSNS、ブログ等のテキストに公知のコンピュータ処理を行うことで取得可能である。前記予測モデルは、ニューラルネットワークなど公知の機械学習アルゴリズムを利用して、・・・

### 〔備考〕

出願時の技術常識に鑑みてウェブ上での広告活動データ及び言及データと、売上げデータの間に関係等のある一定の関係（以下、「関係等」という。）が存在することが、推認できるものとする。

### 【JPOの判断】

＜結論＞ 第36条第4項第1号(実施可能要件)の違反なし

・ 詳細な説明には、ウェブ上での広告活動データ及び言及データと売上数との間の具体的な相関関係等については記載されていないが、出願時の技術常識に鑑みてこれらの間に相関関係等が存在することが推認できる。

・ 一般的な機械学習アルゴリズムを用い、相関関係等を有する入力データと出力データを教師データとして機械学習を行うことにより、入力に対して対応する出力を推定する予測モデルを生成可能であることは、出願時において周知である。



・ 類似商品についてのウェブ上での広告露出回数、ウェブ上での記事、SNS、ブログ等での商品及び広告についての評価値並びに類似商品の売上数を教師データとして汎用の機械学習アルゴリズムを用いて予測モデルを生成することができる。

・ よって、前記予測モデルを用い、特定の商品の売上数をシミュレーションして出力し、当該売上数に基づいて、前記特定の商品の生産計画を策定し、出力する事業計画支援装置を作れることは、当業者にとって明らかである。

### 【EPOの判断】

＜結論＞「この例のように、特許請求の範囲がビジネス方法のような非技術的なものの単なる自動化を定義する場合、十分性（実施可能要件に相当。EPC第83条の要件）の欠如ではなく進歩性の欠如で拒絶する。従って、EPC第83条の要件の検討は必要ない。」

#### ※EPC第56条(進歩性)違反の検討概要

- ・本質的に、請求項1の装置は、入力データのセットに適用される『機械学習』を含むシミュレーションステップを実行することで将来の販売および生産量を生成するものである。
- ・『機械学習』という用語は単に、抽象的な数学的手法を指し、請求項の技術的特徴への貢献を意味するものではない。
- ・将来の販売量を計画することの根底にある目的は、非技術的であり、本質的にビジネス関連の課題を取り扱うものである。
- ・請求項1で特定される数学的手法は、汎用コンピュータによってソフトウェアの一部が実行される範囲でのみ、請求項の装置の技術的性質に貢献するものである。ただし、コンピュータ上で実行されたときにシミュレーションステップを実行するソフトウェアの特定の性質は、技術的な貢献をするものではない。

## 欧州との比較研究事例（事例D-2 事業計画支援装置）

### （参考）ASEAN諸国の判断

ERIAによる「ASEAN各国における先端技術の特許審査運用に関する調査結果報告」の最終報告書より抜粋

- ・ インドネシア : The DGIP has not yet set up the requirements of the description in a detailed manner, such as how to write and use it.
- ・ マレーシア : The MyIPO **shares the view of the JPO**. The MyIPO, however, finds it difficult to explain how much the description should be supported by data and other supportive information because it may depend on factors.
- ・ フィリピン : The IPOPHIL has **the same view as that presented by the JPO**.
- ・ シンガポール : The IPOS mainly recognises the opinion and observation by the JPO in relation to the description requirements.
- ・ タイ : The DIP **mainly shares the view of the JPO**.
- ・ ベトナム : IP Viet Nam may have **the same view as the JPO**.
- ・ ブルネイ : N/A
- ・ カンボジア : N/A
- ・ ラオス : The Lao PDR IP Department has **the same view at that presented by the JPO** for all questions under Case Example 3.
- ・ ミャンマー : The Myanmar IP Department has **the same views as the JPO** concerning the questions of Case Example 3.

# （参考）「近年の判例等を踏まえたAI関連発明の特許審査に関する調査研究報告書」 ～ 令和3年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業 ～

## 概要版からの抜粋

### 第2部 各国・機関のAI関連発明に関する制度・運用

#### 第1章 米国

##### 1 AI関連発明の定義

- ・ USPTOは、AI関連発明を定義していない。ただし、AI関連発明の範囲については、8つのAI要素技術（知識処理、会話、AIハードウェア、進化的計算、自然言語処理、機械学習、コンピュータビジョン、計画・制御）のうち1つ以上で構成されると定義している。

##### 2 AI関連発明の発明該当性（特許適格性）

- ・ AI関連発明特有の規定等はなく、一般の発明と同様に判断される。
- ・ 特許適格性の要件を満たすためには、(a)特許法第101条の4つの法定カテゴリー（方法、機械、製造物及び物質）のいずれかに該当すること、及び(b)判例上の例外（抽象的アイデア、自然現象及び自然法則）のいずれにも該当しないことが必要である。
- ・ 審査実務は、MPEP § 2106に従って行われる。

##### 3 AI関連発明の新規性及び進歩性（非自明性）

- ・ AI関連発明特有の規定等はなく、一般の発明と同様に判断される。
- ・ 新規性及び進歩性の判断は、クレームにおけるすべての限定が考慮され、審査官は、クレームされた発明を個別の要素に分解し、その要素を単独で評価することはできない（MPEP § 2141.02）。

##### 4 AI関連発明の記載要件

- ・ MPEP § 2161及びMPEP § 2181に、それぞれ、CS関連発明の記述要件（サポート要件）及びミーンズ・プラス・ファンクション限定に関する記載がある。

##### 5 AI生成発明

- ・ 「発明者」は「個人」（共同発明の場合は集合的個人）のことであり、「個人」とは「自然人」のことであるとする地裁判決（Thaler v lanou, et al）が出されている。

### 3. AIは人に近づいている？（雑談）

# AIは人に近づいている？（雑談）

・AI関連発明は、各国・機関においてCS関連発明に含まれる／類するものとして取り扱われている。

## AI関連発明の審査上の取扱い等に関する情報

	米国	EPO	英国	ドイツ	中国	韓国	日本
AI関連発明用の審査基準等はあるか	No	No	No	No	Yes	Yes	No
CS関連発明と同様に取り扱われるか	Yes	Yes	Yes	Yes	※	※	Yes
AI関連発明を題材にした審査事例はあるか	Yes	Yes	No	No	Yes	Yes	Yes
AI関連発明に関するウェブページはあるか	Yes	Yes	No	Yes	Yes	Yes	Yes

※中国・韓国においてAI関連発明用の審査基準等に説明されていない事項は、CS関連発明と同様に取り扱われる。

・教師データの記載要件において、訓練によりニューラルネットワークがどのように変化するのかは、当業者が予測することができない事項であるため、EPOにおけるAI関連発明の記載要件の判断は、CS関連発明における判断よりも化合物発明における判断に近くなる場合がある。

（出典）令和3年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「近年の判例等を踏まえたAI関連発明の特許審査に関する調査研究報告書」（令和4年2月）より

[https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken\\_kouhyou/2021\\_01.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2021_01.pdf)

# AIは人に近づいている？（雑談）

## ▶特許庁HP「発明者等の表示について」より

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsume.html>

- ▶特許法第36条第1項（同法第184条の5第1項）において、願書等に発明者の「氏名」を記載しなければならない旨を規定する一方で、出願人の表示については、出願人の「氏名又は名称」を記載しなければならない旨を規定している。
  - 特許法第36条第1項各号に規定する「氏名」は自然人の氏名、「名称」は法人の名称を指すものと解し、同項第2号の規定に基づき記載する発明者の欄には、従前より、発明をした自然人を記載すべきものとして取り扱っている。
- ▶特許法第36条第1項第2号に規定する発明者を自然人と解することは、特許法の第29条第1項柱書き、第33条第1項、第34条第1項の規定の内容とも整合している。
  - すなわち、発明者は特許を受ける権利を発明の完成と同時に有する主体であり、特許を受ける権利を有する発明者が当該権利を出願前に移転することができるとするこれらの規定は、発明者は、権利能力を有する者であって出願人になり得る者として自然人であることを予定しているもの。



- ▶発明者の表示は、自然人に限られるものと解しており、願書等に記載する発明者の欄において自然人ではないと認められる記載、例えば人工知能（AI）等を含む機械を発明者として記載することは認めていません。

# AIは人に近づいている？（雑談）

## 外国特許庁におけるAI生成発明の考え方

～「近年の判例等を踏まえたAI関連発明の特許審査に関する調査研究報告書」（令和4年2月）より～

- 米国：「発明者」は「個人」（共同発明の場合は集合的個人）のことであり、「個人」とは「自然人」のことであるとする地裁判決（Thaler v Iancu, et al）が出されている。
- 欧州：人間である発明者のみがEPCでいう「発明者」になり得ると結論づけた、法務審判部の審決（J 8/20及びJ 9/20）が出されている。
- 英国：特許法からみて特許は人にしか与えられず、DABUSは人ではないから発明者ではないとした、英国高等法院の判決（O/741/19）が出されている。
- ドイツ：発明者は自然人のみであるとして、AIを発明者とする出願を却下している。
- 中国：願書に発明者の氏名を記載することを規定した専利法第26条等からみて、中国では、AIを発明者とする出願は認められないと考えられるが、これを裏付けるようなCNIPAからの公開情報は得られていない。
- 韓国：KIPOは、AIを発明者として表示した出願に対し、AIを発明者として記載することは特許法に違反する（発明者を自然人に修正しなければならない）という補正指令書を発したことを明らかにしている。

（出典）令和3年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「近年の判例等を踏まえたAI関連発明の特許審査に関する調査研究報告書」（令和4年2月）より

[https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken\\_kouhyou/2021\\_01.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2021_01.pdf)

# AIは人に近づいている？（雑談）

他方・・・

- 豪州：AI は発明者たり得ないため DABUS 出願は発明者の氏名を記載していないとしてこれを却下した特許庁の処分が，2021 年 7 月 30 日の連邦裁判所判決 Thaler v Commissioner of Patents [2021] FCA 879 により取り消された。連邦裁判所判決は，AI が発明者たり得ることを正面から認めた上で，AI を保有する出願人への権利帰属を認めた。

（出典）中山一郎「AI関連発明の発明者」パテント2021 Vol.74（別冊No.26）49頁等より

## 4. (お知らせ) マルチマルチクレーム制限の開始について

# マルチマルチクレーム制限について(特許法施行規則24条の3等の改正)

- 施行日（令和4年4月1日）以降にする特許出願及び実用新案登録出願（注1）では、マルチマルチクレーム（注2）は委任省令要件違反となりますので（注3）ご注意ください。

(注1) 施行前にした出願(出願日が施行日前に遡及する分割出願等を含む)については適用されません。

(注2) 他の二以上の請求項の記載を択一的に引用する請求項（マルチクレーム）を引用する、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用する請求項を指します。

(注3) 特許出願の場合は拒絶理由となり、実用新案登録出願の場合は基礎的要件違反となります。

## <マルチマルチクレーム（★印）の例>

- 請求項1 Aを含む組成物。
- 請求項2 さらにBを含む請求項1に記載の組成物。
- 請求項3 さらにCを含む請求項1又は2に記載の組成物。 (マルチクレーム)
- ★請求項4 さらにDを含む請求項1～3のいずれか1項に記載の組成物。 (マルチマルチクレーム)

# 制限の趣旨

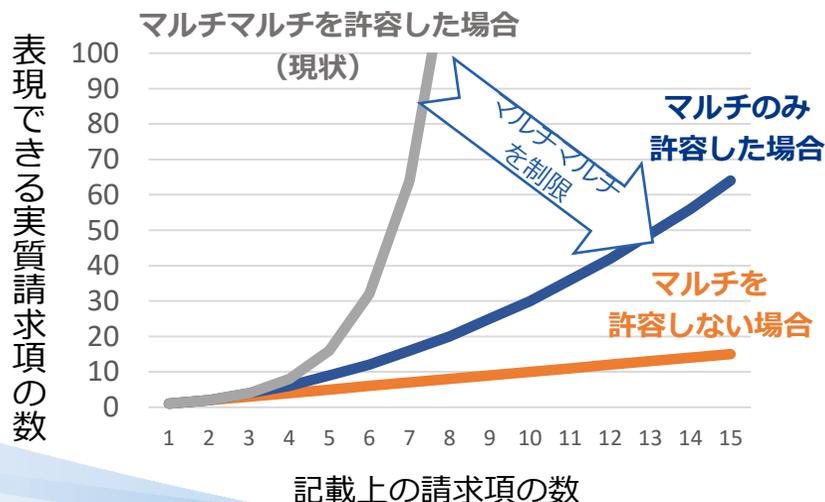
- ▶ マルチマルチクレーム（注）は、日米欧中韓の主要庁のうち、日本・欧州は認めているものの、日本から多くの出願がされている米国・中国・韓国においては制限されている。
- ▶ マルチマルチクレームについては、一の請求項を把握するにあたって、その請求項が引用する全ての各請求項の記載を組み合わせて把握することが必要であるなど、第三者による監視や審査処理において過度な負担を生じさせる要因である。



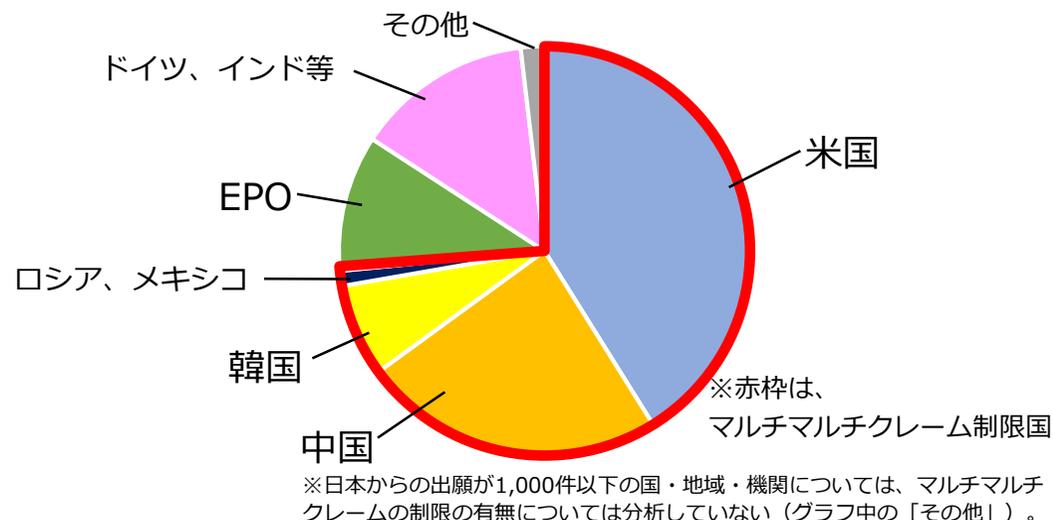
- ▶ 産業構造審議会基本問題小委員会での議論を踏まえ、国際調和並びに審査負担及び第三者の監視負担の軽減の観点から、マルチマルチクレームの制限を導入する。

（注）マルチマルチクレームとは、マルチクレーム（2以上の請求項を択一的に引用する請求項）を引用するマルチクレームのこと。

表現できる実質請求項の数（理論値）



日本からの海外出願先の割合（2019）



# 制限の概要

## 制限の対象

マルチクレーム（2以上の請求項を択一的に引用する請求項）を記載するにあたっては、引用される請求項がマルチクレーム（2以上の請求項を択一的に引用する請求項）であってはならない。

委任省令要件違反となる類型（★を付した請求項）については、以下のとおり。

### 【例 1】

- |        |   |
|--------|---|
| 請求項 1  | Aを備える装置。  |
| 請求項 2  | さらにBを備える請求項 1 に記載の装置。                           |
| 請求項 3  | さらにCを備える請求項 1 又は 2 に記載の装置。（←マルチクレーム）            |
| ★請求項 4 | さらにDを備える請求項 1 ～ 3 のいずれか 1 項に記載の装置。（←マルチマルチクレーム） |
| 請求項 5  | 前記Dはd 1である請求項 4 に記載の装置。                         |
| 請求項 6  | 前記Dはd 2である請求項 4 に記載の装置。                         |
| ★請求項 7 | さらにEを備える請求項 5 又は 6 に記載の装置。（←マルチマルチクレーム）         |

請求項 4 は、マルチクレームである請求項 3 を引用するマルチクレームであるところ、委任省令要件違反となる。  
請求項 7 は、マルチクレームである請求項 4 を、間接的に引用するマルチクレームであるところ、委任省令要件違反となる。

### 【例 2】

- |        |   |
|--------|---|
| 請求項 1  | Aを備える装置。  |
| 請求項 2  | さらにBを備える請求項 1 記載の装置。  |
| 請求項 3  | さらにCを備える請求項 1 又は 2 に記載の装置。（←マルチクレーム）                            |
| ★請求項 4 | コンピュータを請求項 1 ～ 3 のいずれか 1 項に記載の装置として機能させるプログラム。<br>（↑マルチマルチクレーム） |

請求項 4 は、マルチクレームである請求項 3 を引用するマルチクレームであるところ、委任省令要件違反となる。

# 検出ツールの提供について

- マルチマルチクレーム検出ツールを下記特許庁HPからダウンロード可能。  
(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/multimultichecker.html>)
- チェック対象を左欄①に入力して実行することで、マルチマルチクレーム（黄色ハイライト）と、同請求項を引用する請求項（水色ハイライト）の検出結果が右欄②に表示される。
- 本ツールは、外部と通信することなく動作するため、特許庁HPからダウンロード後に、オフライン環境で（インターネット接続せずに）出願前の未公開案件の確認に利用することができる。
- 請求の範囲における様々な表現を想定して本ツールを作成しているものの、一部のマルチマルチクレームは検出できない又は誤検出する場合がある点、ご注意ください。

※一部のマルチマルチクレームは検出できない又は誤検出する場合があります。  
※本ツールは外部と通信することなく動作するため、オフライン環境で利用することが可能です。

① **簡易マルチマルチクレームチェッカー**

**請求項入力**

【請求項1】 特定構造のボールベアリング。  
【請求項2】 内輪がステンレス鋼である請求項1記載のボールベアリング。  
【請求項3】 外輪がステンレス鋼である請求項1又は2記載のボールベアリング。  
【請求項4】 外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のボールベアリング。  
【請求項5】 前記環状緩衝体はゴムである請求項4記載のボールベアリング。

**実行**

**クリア**

**結果**

マルチマルチクレームとして検出された請求項：請求項4  
上記の請求項以外でマルチマルチクレームを引用する請求項：請求項5

-----

【請求項1】 特定構造のボールベアリング。  
【請求項2】 内輪がステンレス鋼である請求項1記載のボールベアリング。  
【請求項3】 外輪がステンレス鋼である請求項1又は2記載のボールベアリング。  
【請求項4】 外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のボールベアリング。  
【請求項5】 前記環状緩衝体はゴムである請求項4記載のボールベアリング。

## その他（制限の運用など）

### 制限の運用

- 特許法施行規則第24条の3第5号に違反する請求項に係る発明については、特許法第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号（マルチマルチクレームに係る委任省令要件）以外の要件についての審査対象としない予定。
  - ※**PCT出願の国際段階**については、従前のとおり、マルチマルチクレームについても**国際調査や国際予備審査の対象とする予定。**
- マルチマルチクレームを解消する補正がされて、マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査することが必要になった結果、通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する拒絶理由通知については、当該拒絶理由は、補正により生じたものであるから、最後の拒絶理由通知とする予定。

☆上記具体的運用の他、マルチマルチクレームの制限の関連情報は、以下の特許庁HPにまとめて掲載していますので、ご参照ください。

特許庁HP「マルチマルチクレームの制限について」

(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/multimultichecker.html>)

ありがとうございました

